

施設等利用給付認定を受けられた方へ

以下の内容をご確認ください。

目次

- (1) 施設等利用給付認定期間
- (2) 認定中の留意事項
- (3) 保育の必要性の認定の要件及び必要書類
- (4) 利用給付（償還払い）
- (5) 請求方法について
- (6) 令和8年度の利用給付（償還払い）のスケジュール

■ 宇部市ウェブサイト

・URL

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/hoikuen_youchien/musyouka/index.html

・二次元コード



■ お問い合わせ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 こども未来部 保育幼稚園課

認定係（認定に関すること）0836-34-8327

給付係（給付に関すること）0836-34-8328

(1) 施設等利用給付認定期間

認定区分による有効期間（※）	
新2号：当該年度の4月1日時点で3歳以上の場合	原則、小学校就学前まで
新3号：当該年度の4月1日時点で3歳未満の場合	原則、満3歳に達した年度の3月31日まで ※当該年度の4月1日時点で3歳未満の場合、世帯の課税状況に応じて取消しとなる場合があります。
※施設等利用給付認定期間は、原則として上記のとおりとなります。ただし、以下の場合は有効期間が制限されます。	
保育要件	認定可能期間
妊娠・出産	産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動	2か月間（最大3か月間※）※同一年度内通算（就労等により、再度認定を受ければ継続認定可能）
その他（期間の制限のある要件で認定を受けた場合）	保育の必要な事由がある期間の月の末日まで

就労等の理由でご利用中の方が、出産を経て育児休業を取得する場合は、最長1年間の認定が可能です。

認定期間内であっても保育を必要とする事由が消滅した場合は認定取消しとなります。引続き、保護者の方が認定を希望される場合は、認定期間満了前に必要書類（参照「(3) 保育の必要性の認定の要件及び必要書類」）の提出が必要となります。

（２）認定中の留意事項

・就労状況や家族状況等の変更に伴う必要書類について

就労や家族状況等の変更有った際には、市役所保育幼稚園課まで、速やかに届出をお願いします。

変更事項	提出書類	提出期限	備考
退職	求職活動状況報告書	退職日が決定次第随時 (退職日の属する月内)	退職日が決定した場合は速やかに報告してください(原則として事前に届出をお願いします)。有給休暇の消化は含まず、最終出勤日の属する月までが就労認定となります。
就職	就労証明書	随時(決定後速やかに)	
就労条件変更	就労証明書	随時(決定後速やかに)	就労時間の増減、勤務時間帯の変更、転勤、勤務先の増減(ダブルワーク)※ダブルワークの場合、両方の就労証明書の提出が必要です。
転職	①就労証明書 ②求職活動状況報告書	随時(決定後速やかに)	前勤務先の最終出勤日確認のため、求職活動状況報告書の提出も必要です。
休職	①疾病・看護・介護等申立書 ②障害者手帳又は診断書等	随時(事由発生時随時)	1か月超にわたり、疾病、介護、看護等を理由に休職する場合、提出要。医師の指示等により産前休暇を分娩予定日の8週より前(多胎児妊娠の場合は14週より前)に取得する場合も提出が必要です。 ※復職する場合、復職予定日を記入した就労証明書の提出が必要です。
育児休業	就労証明書	出産後8週間以内 (継続認定) 交代で取得される場合等は取得時に随時	育児休業中の継続在所を希望される場合は、育児休暇期間・職場復帰日が記載された就労証明書を提出してください。 提出がない場合は、保育要件が確認できないため認定を取消します。 ※父母ともに1か月以上の育児休業を取得する場合は、就労証明書の提出が必要です。
結婚	①家族状況変更届 ②保育要件確認書類	随時(結婚後速やかに)	結婚相手の保育要件確認書類が必要です。
離婚	家族状況変更届	随時(離婚後速やかに)	離婚成立後、同居を継続している場合は同一世帯として判断します。
家族状況	家族状況変更届	随時(変更後速やかに)	出生、転居(祖父母と同居開始、終了等の世帯員の一部転居含む。)、氏名変更等の変更
保育を必要とする事由の変更	保育要件確認書類	随時(変更後速やかに)	

・市外へ転出する場合

宇部市外へ転居した場合は、宇部市での施設等利用給付認定は取消しとなります。
新しくお住まいになる自治体での手続きが必要となる場合があります。
転出後も、継続して認可外保育施設等を利用される場合は事前に市役所保育幼稚園課及び転出先の自治体の担当部署にご相談ください。

・育児休業中の認定について

育児休業中の継続認定を希望される場合は、出産後1年以内（出産日から1年経過した翌月1日まで）に職場復帰する場合に限り、継続認定を承諾します。出産後8週間以内に**育児休業期間及び職場復帰日が記された就労証明書**を提出してください。

育児休業明けの就労による認定を受けられた方は、職場復帰後 2 週間以内に「復職証明書」を提出してください。

①期間について

育児休業中の継続認定期間は最長**1年間**（出産日から1年経過した日の属する月末まで）です。

当初から1年超の育児休業を取得される場合は育児休業中の認定はできません。

②育児休業制度がない勤務体系の方について

育児休業制度がない勤務体系の方については、出産を機に一旦退職されても、出産後8週間以内に1年以内に再就職することを証明する就労証明書の提出があった場合のみ、継続認定を承諾します。

※ 1年後までに再就職（職場不問）する趣旨の申立書による継続認定はできません。

（3）保育の必要性の認定の要件及び必要書類

※利用料の無償化対象となるには、下記の「保育の必要な事由（保育要件）」に該当し、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

下記事由により、**月52時間以上**家庭保育ができない場合に保育が必要な状態であると認定します。

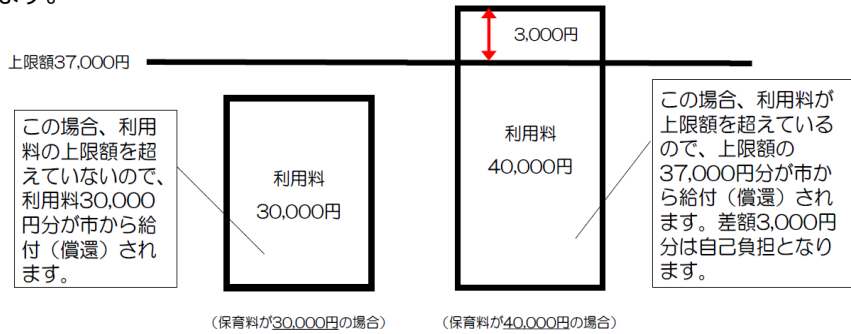
※必要書類は各保護者 1 枚ずつ提出してください。（きょうだいで申請の場合でも各保護者 1 枚ずつの提出で可）

※その他、必要に応じて書類を提出していただく必要があります。

保育の必要な事由（保育要件）		必要書類
就労	自宅（内）外での就労	①就労証明書 ②自営業を証明する書類（経営中心者の場合） 例）直近の確定申告書（写） 開業間もない場合は個人事業開業届（写）等
妊娠・出産	出産前後（産前8週間～産後8週間）	親子（母子）健康手帳（保護者と分娩予定日が分かるページ）の写し等
疾病・負傷・障害	病気や負傷、心身の障害	①疾病・介護・看護等申立書 ②障害者手帳の写し又は保育の必要性が明記された診断書等
病人等の介護	長期にわたり病気の状態にあるか心身の障害のある同居親族を常時介護する場合	①疾病・介護・看護等申立書 ②介護保険証の写し又は診断書等
家庭の災害	震災、風水害、火災等の復旧にあたって いるため、児童の保育を必要とする場合	①申立書 ②その他必要書類
就学	専門学校や大学に在学中、または職業訓練等の受講	①在学証明書 ②就学時間確認書類
求職活動	継続的な求職活動（起業準備含む）	求職活動状況報告書等
虐待やDVの恐れがある	◆児童に対する虐待やDV、ネグレクトにより家庭保育を続けることが望ましくない場合 ◆配偶者からの暴力により、家庭保育が困難であると認められる場合	①申立書 ②関係機関からの意見書
その他	市長が特別な事情があると認める場合	申立書等

(4) 利用給付（償還払い）

・認可外保育施設等の利用給付（償還払い）については、月額37,000円（新3号認定の方は月額42,000円）が上限となります。



- ・幼稚園に在園されながら、認可外保育施設等を併用利用される場合の利用給付（償還払い）については、月額11,300円（3号認定の方は月額16,300円）から幼稚園の預かり利用料の無償化分を差し引いた残りの額が上限額となります。
- ・給食費やおやつ代などの食材料費、行事参加費、日用品費など実費は対象外となります。（原則として通園送迎費は無償化の対象外とされていますが、ファミリーサポートセンター事業のみ、預かりと併せて利用される送迎は無償化の対象とされています（送迎のみの利用は対象外）。）
- ・保育の必要性の事由が育児休業中として施設等利用給付認定を受けている場合、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等の保育の継続性を維持するための利用と判断できないものについては対象外となります。
- ・保育を必要とする事由が消失した場合は認定取消しとなり、対象外となります。

(5) 請求方法について

- ①保護者は、利用した認可外保育施設等に利用料を支払います。
利用した施設から発行される「※特定子ども・子育て支援施設等領収書・提供証明書」は、②の請求手続きに必要ですので、大切に保管してください。
- ②市に利用給付（償還払い）の請求をします。
請求書をご記入の上、「※特定子ども・子育て支援施設等領収書・提供証明書」を添えて、市（保育幼稚園課）に提出してください。請求書は、市（保育幼稚園課）、市のウェブサイトから入手してください。
※ 一時預かり事業実施施設のうち神原保育園、第二乳児保育園と病児保育については領収書のみ。ファミリーサポートセンター事業については活動報告書。

(6) 令和8年度の利用給付（償還払い）のスケジュール

利用給付（償還払い）は、3か月毎または半年毎に行います。

3か月毎の場合

利用料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
請求書類の提出期日	7/15（水）			10/15（木）			1/15（金）			4/15（木）		
給付予定日	8月末まで			11月末まで			2月末まで			5月末まで		

半年毎の場合

利用料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
請求書類の提出期日	10/15（木）						4/15（木）					
給付予定日	11月末まで						5月末まで					

※令和9年3月31日までの利用分についての請求は、令和9年4月15日（木）までに申請していただきますようお願いいたします。